第２号様式（第10条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　団体所在地

申請者

東　京　都　知　事

自動運転の実装に向けた社会受容性向上支援事業　補助金交付決定通知書

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった標記の補助金については、下記のとおり交付決定することに決定したため、自動運転の実装に向けた社会受容性向上支援事業補助金交付要綱第10条第２項の規定により通知します。

記

１　交付決定額　　　　　　　　　千円

２　交付の条件

（交付申請の撤回等）

第１　補助事業者は、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

二　補助事業者は、交付決定後、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から１４日以内に、知事に撤回を文書にて申し出なければならない。

（補助事業に関する変更の承認）

第２　補助事業者は、補助金の交付決定後、第８条の規定による申請をした補助事業の内容等を変更する場合は、あらかじめ、知事に対し、その理由を記載した変更承認申請書（第３号様式）を申請し、その承認を得なければならない。

二　補助事業者は、代表者等（名称、所在地、代表者名等）の変更をしたときは、速やかに変更届（第４－３号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助事業の中止又は廃止の承認）

第３　補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、速やかに補助事業中止（廃止）承認申請書（第５号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（事故報告）

第４　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業事故報告書（第６号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（遂行命令等）

第５　知事は、補助事業の円滑で適正な執行を図るため必要があるときは、補助事業者が第６に基づき提出する実績報告書や、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第２項の規定による調査等により、補助事業者に対して補助事業の運営や経理等の状況について検査を行い、又は報告を求めるものとする。

二　前項の規定による検査又は報告の結果、補助事業が第10条の交付決定の内容及び条件に従って遂行されていないと認めるときは、その補助事業者に対し、交付決定の内容及び条件に従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずること（以下「遂行命令」という。）ができる。

三　補助事業者は、前項の規定に基づき、遂行命令の通知を受けたときは、これに応じなければならない。

四　補助事業者が第２項の遂行命令に違反したときは、知事は補助事業者に対して当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

（実績報告）

第６　補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了しない場合であっても東京都の会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書（第７号様式）を知事に提出しなければならない。

二　実績報告書には、補助事業の実施状況、参加者数などの当該補助事業の事業効果が分かる資料、補助経費に係る写真、帳票など、その使途、支払の内容及び経過等が明確となる書類を添付しなければならない。

（補助金の額の確定）

第７　知事は、交付決定を行った場合は、補助金の額を確定するために、前条の規定により提出された実績報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行う。

二　前項による審査の結果、補助事業の成果が、補助金交付に当たっての条件（書類に不備が無い等）等に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する。

三　前項による交付補助金の額は、額の確定通知書（第８号様式）により、当該補助事業者に速やかに通知する。

（是正のための措置）

第８　知事は前条の規定による審査の結果、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるために必要な措置を命ずることができる。

（補助金の支払）

第９　補助事業者は、第７による額の確定通知を受けた場合において、補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払の請求書（第９号様式）を知事に提出しなれければならない。

（財産処分の制限）

第10　補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

２ 補助事業者は、知事の承認を受けないで取得財産等をこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

３ 補助事業者は前項の処分をしようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（第10号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の取消し）

第11　知事は、補助事業者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

（２）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したとき。

（３）廃業、倒産等により補助事業の実施が客観的に不可能となったとき。

（４）第５条で定めた補助事業の補助事業者の要件のいずれかに該当しないとき。

二　前項の各号の一に該当する場合は、交付決定の内容又はこれに付けた条件を変更することができる。

三　前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

（補助金の返還）

第12　知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を命じる。

（違約加算金及び延滞金）

第13　知事が第11及び第12の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

二　知事が補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までに納付をしなかったとき、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

三　前２項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。

（違約加算金の基礎となる額の計算）

第14　前条第１項の規定による違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てる。

（延滞金の基礎となる額の計算）

第15　第13第２項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（補助金の経理等）

第16　補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を交付決定のあった日の属する会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

（非常災害の場合の措置）

第17　非常災害等による被害を受け、事業の遂行が困難となった場合の補助事業者の措置については、知事が指示するところによる。